

## 議第 1 号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定について

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように制定する。

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定により、山形県立学校(以下「学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、山形県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。)及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として設置する。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成でき、協議会の設置が適当と認める学校を、協議会を設置する学校として指定する。

2 校長は、前項の指定(以下「指定」という。)を受けようとするときは、教育委員会に指定の申請をしなければならない。

3 指定の期間は3年とする。

4 教育委員会は、前項に規定する期間後、再度の指定をすることができる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第4条 指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校の組織編制に関する事項

(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営

を行うものとする。

(意見聴取)

第5条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

(運営状況に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 指定学校の所在する地域住民

(3) 指定学校の校長

(4) 指定学校の教員及び事務職員

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないと認められた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
  - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
  - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消自由を明示した書面を校長に交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。
- 2 当該指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。  
(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、山形県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県立学校において学校運営協議会を設置するため提案するものである。

平成 29 年 2 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

▶▶▶ 「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能があります。

### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

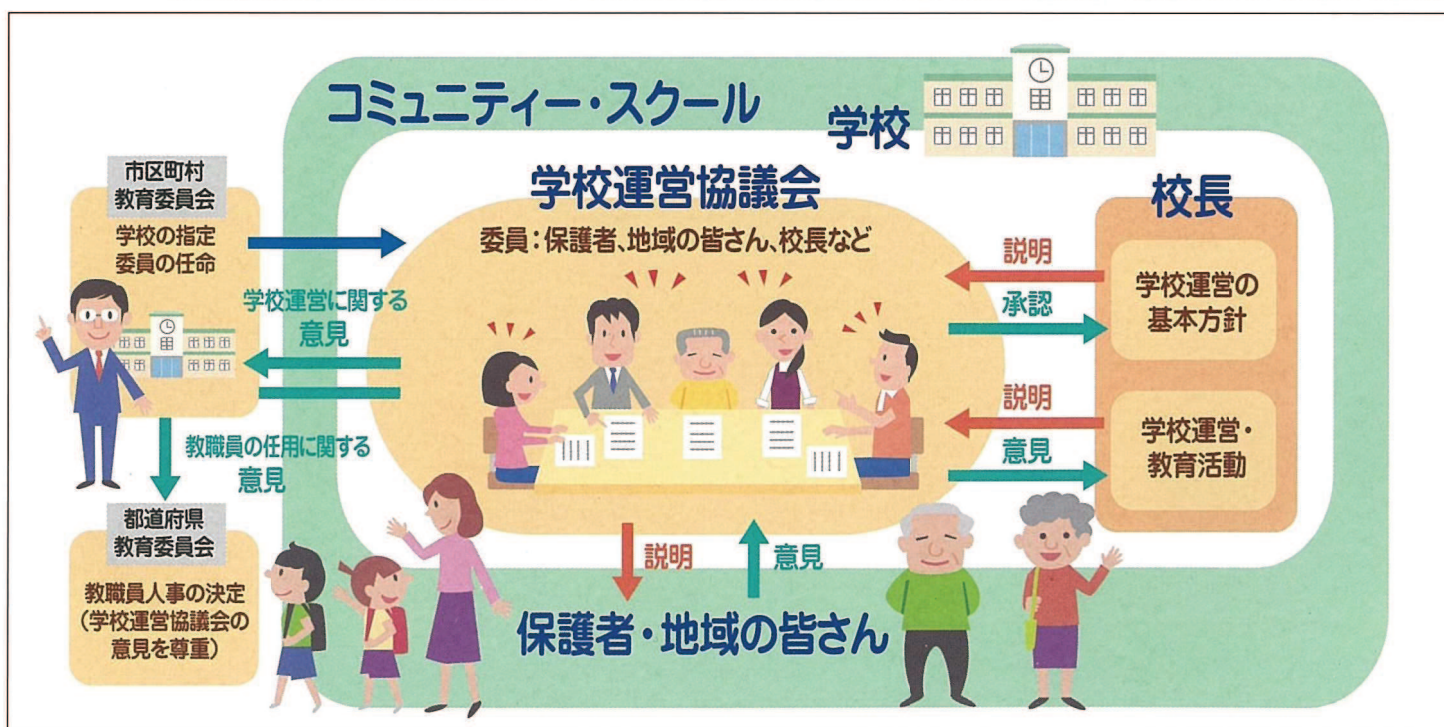
H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の **基本方針の承認** をすること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に **意見を述べる** ことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に **意見を述べる** ことができること

学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する **当事者意識** を分かち合い、ともに行動する体制を構築できます。学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものであり、校長先生が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、校長先生のリーダーシップのもとに共に汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組みです。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。



子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現** が不可欠です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

## 学校運営協議会規則の例（文部科学省作成 学校運営協議会設置の手引より）

※各自治体の学校運営協議会規則を参考に文科省が作成したもの

### （目的）

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

### （趣旨）

第2条 協議会は、学校運営に関して〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

### （指定）

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

### （学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （例）（1）教育課程の編成に関すること  
 （2）学校経営計画に関すること  
 （3）組織編成に関すること  
 （4）学校予算の編成及び執行に関すること  
 （5）施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

### （学校運営等に関する意見の申し出）

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

### （学校運営等に関する評価及び情報提供）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

### （住民参画の促進等）

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

### （委員の任命）

第8条 協議会の委員は〇名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- （例）（1）保護者  
 （2）地域住民  
 （3）当該指定学校の校長  
 （4）当該指定学校の教職員  
 （5）学識経験者  
 （6）関係行政機関の職員

- (7) その他、教育委員会が適当と認める者
- 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
  - 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

#### (守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
  - 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

#### (任期)

第10条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

- 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

#### (報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 会長が会議を招集し、議事を掌る
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

#### (議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### (会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

#### (研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

#### (指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

#### (指定の取消し)

第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
  - 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
  - その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

#### (委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- 本人から辞任の申出があった場合
  - 第9条に反した場合
  - その他解任に相当する事由が認められる場合
- 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。



## 議第 2 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しに関すること。

第4条第1項中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月県教育委員会規則第1号）第15条第1項による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県立学校における学校運営協議会制度導入に伴い規定を整備するため提案するものである。

平成29年2月16日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 一略一 (委任する事務)</p>	<p>第1条 一略一 (委任する事務)</p>
<p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(28) 一略一  (29)～(32) 一略一</p>	<p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(28) 一略一 <u>(29) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しに関すること。</u> (30)～(33) 一略一</p>
<p>第3条 一略一 (専決させる事務)</p>	<p>第3条 一略一 (専決させる事務)</p>
<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1)～(18) 一略一  (19)～(22) 一略一</p>	<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。 (1)～(18) 一略一 <u>(19) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成29年2月県教育委員会規則第1号)第15条第1項の規定による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関すること。</u> (20)～(23) 一略一</p>
<p>2～3 一略一</p>	<p>2～3 一略一</p>
<p>第5条～第6条 一略一</p>	<p>第5条～第6条 一略一</p>

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部  
改正について

教育庁総務課

1 改正理由

○県立学校における学校運営協議会制度導入に伴う規定の整備

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5の規定による学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が県立学校において導入されることに伴い規定を整備するもの。

2 改正内容

(1) 学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しについて

法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しについては教育委員会会議における議決事項とするもの。

(2) 学校運営協議会委員の任命及び解任について

法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第15条第1項による学校運営協議会委員の任命及び解任については教育長の専決事項とするもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

## ○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則【改正後・抜粋】

(総則)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第25条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして専決させる事務は、この規則の定めるところによる。

(委任する事務)

**第2条** 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針を決定すること。
- (2) 学校（分校を含む。）その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 予定価格70,000,000円以上の教育財産（土地については、一件20,000平方メートル以上のものに限る。）の取得について知事に申し出ること。
- (4) 教職員人事の基本方針に関すること。
- (5) 教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）
- (6) 教育委員会の附属機関の委員の任免、委嘱又は解嘱に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の施設の整備計画に関すること。
- (8) 市町村立の高等学校、専修学校（高等課程、専門課程及び一般課程を含む。）及び各課学校の設置、廃止及び設置者の変更等を認可すること。
- (9) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関すること。
- (10) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること。
- (11) 教科書の採択に関すること。
- (12) 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜基本方針の決定に関すること。
- (13) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。
- (14) 社会教育主事の認定に関すること。
- (15) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除並びに県指定文化財の指定及び指定の解除に関すること。
- (16) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。
- (17) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること。
- (18) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。
- (19) 教育委員会規則、訓令の制定又は改廃に関すること。
- (20) 歳入歳出予算及び議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。
- (21) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5から第245条の7までの規定による是正の要求、勧告及び指示を行うこと。
- (22) 教育委員会の行う表彰に関すること。
- (23) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。
- (24) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務（授業料等、使用料及び入館料の減免並びに奨学金及び就学資金の返還の免除に関する事務を除く。第4条第1項第12号において同じ。）に関すること。
- (25) 公文書の開示等に関すること。
- (26) 個人情報の開示等に関すること。
- (27) 公の施設に係る指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関すること。
- (28) 地教行法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (29) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しに関すること。
- (30) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること。

- (31) 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）に基づく退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付の決定に関する事。
- (32) P T A ・ 青少年教育団体が行う共済事業に関する事。
- (33) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事。

**第3条** 一略一

（専決させる事務）

**第4条** 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。

- (1) 教育委員会事務局の教育次長、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関する事。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基づく分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関する事を除く。
- (2) 教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の給料の決定及び公務災害補償に関する事。
- (3) 教育職員免許法に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関する事。
- (4) 文化財保護法第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事。
- (5) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除に関する事。
- (6) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関する事。
- (7) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関する事。
- (8) 社会教育主事の認定に関する事。
- (9) 定例に属し、かつ重要でない事項の告示及び公告に関する事。
- (10) 山形県教育功労者表彰規則に基づく表彰以外の表彰等に関する事。
- (11) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関する事。
- (12) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務に関する事。
- (13) 教育に関する法人の設立許可の取消を除く法人に関する事。
- (14) 教育に関する公益信託に関する事（引受けの許可を除く。）。
- (15) 市町村立の幼稚園、高等学校及び各種学校の名称、位置の変更等の認可に関する事。
- (16) 公文書の開示等に関する事。
- (17) 個人情報の開示等に関する事。
- (18) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する事（指定管理者の募集、指定及び指定の取り消しを除く。）。
- (19) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月県教育委員会規則第1号）第15条第1項の規定による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関する事。
- (20) 教育公務員特例法に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事。
- (21) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関する事。
- (22) P T A ・ 青少年教育団体が行う共済事業に関する事（事業認可の取消しを除く。）。
- (23) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事

2～3 一略一

**第5条～第6条** 一略一

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。
- 2 昭和23年1月県教育委員会訓令第1号山形県教育委員会事務代決規程は、これを廃止する。

一略一

**附 則**（平成28年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年2月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。